

事業用太陽光発電の未稼働案件の適用除外に係る詳細運用等について（お知らせ）

経済産業省は、事業用太陽光発電の未稼働案件による国民負担の抑制に向けた新たな対応について、意見公募手続の結果を踏まえ、2018年12月5日に方針を決定し、公表しました（公表内容は[こちら](#)）。また、系統連系工事着工申込みに係る詳細運用及び手続方法についても2018年12月21日に公表しております（公表内容は[こちら](#)）。

今回、近日中の御案内予定としていた未稼働案件への対応の適用除外に関する詳細運用及び手続方法について、下記のとおりお知らせいたします。

未稼働案件対応の対象案件のうち、開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できるFIT認定出力2MW以上の案件については、今般の措置（適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定）の適用除外となります。適用除外の要件には「①原則」と「②例外」の2種類がありますが、それぞれの要件の詳細は以下のとおりです。

【適用除外①（原則）】

2018年12月5日0時時点で、既に電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項に基づく工事計画届出が不備なく受理されていること

【適用除外②（例外）】

以下のいずれの条件も満たすこと

- ・2018年12月5日0時時点で、既に森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に基づく林地開発許可を取得し、林地開発行為着手届出が不備なく受理されていること（林地開発許可の対象外の事業の場合は、2018年12月5日0時時点で既に開発工事に本格着手していることが、法令に基づく公的手続によって客観的に証明できること※）
- ・2019年9月30日までに、電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項に基づく工事計画届出が不備なく受理されること
- ・2019年10月31日までに、太陽光パネル等の設置工事に着手すること

※ 森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出や条例に基づく小規模林地開発に係る手続が必要な事業である場合は、当該届出等に基づき判断いたします。当該届出等が不要な事業である場合に限り、それ以外の法令に基づく公的手続によって判断することになります。

適用除外への該当については、系統連系工事着工申込みの前に経済産業省から確認を受ける必要がありますので、上記適用除外①に該当する、又は②に該当し得る場合は、「適用除外確認依頼書」を各地方経済産業局に提出してください。依頼書の様式、提出期間、提出先については以下（1）～（3）のとおりです。

(1) 適用除外確認依頼書の様式

適用除外確認依頼書の様式は、別添1のとおりです。提出の際は、当該依頼書及び担当者連絡票（別添2）に必要事項を記入した上で、返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載）と併せて送付願います。

(2) 適用除外確認依頼書の提出期間

適用除外確認依頼書の経済産業局への提出期間は、以下のとおりです。

提出期間：2019年1月15日（火）～2019年3月29日（金）

確認の結果については、原則として提出から3ヵ月以内に事業者宛てに通知します。ただし、同時期に多数の依頼書の御提出があった場合などは、3ヵ月を超えて通知をする場合もある旨、御承知おきください。

(3) 適用除外確認依頼書の提出先

適用除外確認依頼書の提出先は、設備の所在地を管轄する各地方経済産業局のFIT認定担当部署になります。以下の表で、適切な提出先を御確認ください。

地方経済産業局名	部 名	課 名	郵便番号	住 所	電話番号	管轄区域	開庁時間
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線2638)	北海道	8:30～12:00、 13:00～17:15
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4932	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	8:30～12:00、 13:00～17:15
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0361	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、新潟県、静岡県	9:30～12:00、 13:00～17:00
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	9:30～12:00、 13:00～17:00
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6043	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	9:30～12:00、 13:00～17:00
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策室	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5818	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	8:30～12:00、 13:00～17:15
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	8:30～12:00、 13:00～17:15
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5475	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	9:30～12:00、 13:00～17:00
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	エネルギー対策課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館	098-866-1759	沖縄県	8:30～12:00、 13:00～17:15

<適用除外確認依頼書の提出に関する注意点>

- ・FIT認定出力が2MW未満の案件については、適用除外を受けることはできません。
- ・2018年12月10日以降、太陽光パネルのメーカー、種類又は変換効率低下の変更については、調達価格の変更に当たらない変更認定事由となりましたが、当該変更を行った場合は、適用除外には該当しなくなります。
- ・提出期間内に依頼書が適切な提出先に到達しなければ、適用除外を受けることはできません。また、「到達」とは、消印ではなく、郵送又は持参により各提出先の「開庁時間」中に、各提出先に到達していることをいいます。
- ・経済産業省による適用除外の確認を受けずに系統連系工事着工申込みをされた場合は、適用除外には該当しませんので、必ず依頼書の御提出をお願いします。

- ・ 経済産業省による適用除外の確認を受けた場合でも、提出期間内に系統連系工事着工申込みを必ず行ってください。その際、申込書の適用除外への該当箇所をチェックをした上で、経済産業局から発行された適用除外確認書の写しを必ず添付してください。

◆ 本件に関するお問合せ窓口

固定価格買取制度お問い合わせ窓口

0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）[PHS/IP 電話からは、042-524-4261]

以上

適用除外確認依頼書

平成 3 1 年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名を記載すること)

以下の再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業につき、下記の適用除外に該当することについて確認を依頼します。

記

【再生可能エネルギー発電事業計画の内容】

設備 ID	
新規認定日	平成 年 月 日
接続契約締結日	平成 年 月 日
設備名称	
設備の所在地	
発電出力 (kW)	

【経済産業大臣に確認を依頼する内容及び提出する添付書類】

(下記のいずれかにチェックの上、必要な記載・添付書類の添付をすること)

- 適用除外① (平成 3 0 年 1 2 月 5 日 0 時時点で、既に電気事業法 (昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号) 第 4 8 条第 1 項に基づく工事計画届出が不備なく受理されている) に該当すること
添付書類: 受理印のある工事計画届出書の表紙の写し並びに発電所の名称及び住所が確認できる工事計画書の頁の写し
- 適用除外②- 1 (平成 3 0 年 1 2 月 5 日 0 時時点で、既に森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 1 0 条の 2 第 1 項に基づく林地開発許可を取得し、林地開発行為着手届出が不備なく受理されている他) に該当し得ること
添付書類: 林地開発許可書の写し及び受理印のある林地開発行為着手届出書の写し
- 適用除外②- 2 (平成 3 0 年 1 2 月 5 日 0 時時点で既に開発工事に本格着手していることが、森林法第 1 0 条の 8 第 1 項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出並びに (該当する場合は) 条例に基づく小規模林地開発に係る手続によって客観的に証明できること他) に該当し得ること
添付書類: 受理印のある伐採及び伐採後の造林の届出書の写し並びに (該当する場合は) 小規模林地開発に係る手続書類 (受理印、森林の所在地、開発期間が確認できるもの) の写し

- 適用除外②－３（森林法に基づく林地開発許可並びに伐採及び伐採後の造林の届出の対象外の事業であって、平成30年12月5日0時時点で既に開発工事に本格着手していることが、法令に基づく公的手続によって客観的に証明できること他）に該当し得ること

手続名：

添付書類：

(適用除外②－３の確認を受ける場合は、必ず公的手続の名称を記載し、手続を証明する書類の写しを添付すること。
なお、添付書類は開発場所や工期が分かるものであることが必要。)

以上

記載要領

適用除外確認依頼書

平成31年 3月 1日

経済産業大臣 殿

依頼日をご記入ください。

住所 〒100-0001 東京都千代田区霞が関1-1-1

氏名 METI 株式会社 代表取締役社長 経済一郎 印

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名を記載すること)

以下の再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業につき、下記の適用除外に該当することについて確認を依頼します。

記

認定された事業計画通りにご記入ください。

【再生可能エネルギー発電事業計画の内容】

設備 ID	AA123456C12
新規認定日	平成24年8月1日
接続契約締結日	平成28年7月1日
設備名称	METI ソーラー発電所
設備の所在地	東京都千代田区霞が関2-2-2
発電出力 (kW)	2,500.000

【経済産業大臣に確認を依頼する内容及び提出する添付書類】

忘れずにチェックをつけてください。

(下記のいずれかにチェックの上、必要な記載・添付書類の添付をすること)

- 適用除外① (平成30年12月5日0時時点で、既に電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項に基づく工事計画届出が不備なく受理されている) に該当すること
添付書類: 受理印のある工事計画届出書の表紙の写し並びに発電所の名称及び住所が確認できる工事計画書の頁の写し
- 適用除外②-1 (平成30年12月5日0時時点で、既に森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項に基づく林地開発許可を取得し、林地開発行為着手届出が不備なく受理されている他) に該当し得ること
添付書類: 林地開発許可書の写し及び受理印のある林地開発行為着手届出書の写し
- 適用除外②-2 (平成30年12月5日0時時点で既に開発工事に本格着手していることが、森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出並びに(該当する場合は) 条例に基づく小規模林地開発に係る手続によって客観的に証明できること他) に該当し得ること
添付書類: 受理印のある伐採及び伐採後の造林の届出書の写し並びに(該当する場合は) 小規模林地開発に係る手続書類(受理印、森林の所在地、開発期間が確認できるもの)の写し

- 適用除外②－３（森林法に基づく林地開発許可並びに伐採及び伐採後の造林の届出の対象外の事業であって、平成30年12月5日0時時点で既に開発工事に本格着手していることが、法令に基づく公的手続によって客観的に証明できること他）に該当し得ること

手続名：

添付書類：

(適用除外②－３の確認を受ける場合は、必ず公的手続の名称を記載し、手続を証明する書類の写しを添付すること。
なお、添付書類は開発場所や工期が分かるものであることが必要。)

以上

担当者連絡票

適用除外確認依頼書を経済産業局に提出する際には、本連絡票に担当者の住所、氏名、会社名、部署名、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを記入し、依頼書と一緒に提出してください。なお、依頼書の内容に関し確認が必要な場合は、本連絡票に記載されている担当者に対して連絡を行うことがあります。

【担当者の連絡先】

住所	〒 —
氏名（ふりがな）	
会社名等	
部署名等	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	